

65歳以上の方へ 公的年金からの 特別徴収

市・道民税や医療制度の保険料の納付方法が、公的年金からの特別徴収となっている方、新たに特別徴収になる方の徴収方法をお知らせします。

仮徴収って？

市・道民税や医療制度の保険料は、前年の所得により決定しますが、その所得の確定が6月以降になるため、決定するまでの間、暫定的に（仮に）徴収することです。
なお、後期高齢者医療制度と介護保険の保険料は、前年の10月からの徴収額が増減する場合、6・8月の徴収額を変更し調整することがあります。

本徴収って？

所得が確定し1年間の市・道民税や保険料が決定した後、仮徴収で納めた額を差し引いて、残りの額を徴収することです。

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料

■すでに公的年金からの特別徴収で納めた方

今年の2月に特別徴収した額と同額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収します。残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

例えば

平成29年度の年間保険料54,000円、2月の特別徴収は9,000円、平成30年度の年間保険料67,500円の場合

(単位：円)

年度	平成30年度					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
区分	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
保険料	9,000	9,000	9,000	13,500	13,500	13,500
年額	67,500					

■4月から新たに公的年金から特別徴収で納める方

平成29年度保険料の6分の1の額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収します。残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

なお、年度の途中から加入した方の保険料は、1年間分の保険料相当額で計算します。

※6月または10月から特別徴収で納める場合もあります。

例えば

平成29年度の年間保険料54,000円、平成30年度の年間保険料67,500円の場合

(単位：円)

年度	平成30年度					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
区分	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
保険料	9,000	9,000	9,000	13,500	13,500	13,500
年額	67,500					

問合先 国民健康保険・後期高齢者医療制度は、市国保医療助成課保険料収納グループ
介護保険は、市高齢介護課介護保険グループ

便利な口座振替を利用しましょう

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料は、口座振替でも納付できます。口座振替を申し込む時期により、特別徴収を停止する時期が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

ただし、保険料に滞納がある場合は、口座振替の受付ができません。また、口座振替不能が継続する場合は、口座振替を取り消します。

※介護保険料は、納付書払いとなっている方のみ、口座振替による納付方法に変更できます。

問合先 市国保医療助成課保険料収納グループ



市・道民税

■平成29年度の市・道民税を公的年金から特別徴収で納めた方

平成29年度年税額の6分の1の額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収します。残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

例えば

平成29年度の年税額90,000円、平成30年度の年税額60,000円の場合

(単位：円)

年度	平成30年度					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
区分	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
税額	15,000	15,000	15,000	5,000	5,000	5,000
年税額	60,000					

■新たに市・道民税を公的年金から特別徴収で納める方

(平成29年度途中で税額変更等で特別徴収の対象となくなった方を含む)

平成30年度年税額の4分の1の額を6・8月に普通徴収（納付書・口座振替による納税）で納め、残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて特別徴収します。

例えば

平成30年度の年税額60,000円の場合

(単位：円)

年度	平成30年度				
	6月	8月	10月	12月	2月
区分	普通徴収（納付書または口座振替）			特別徴収	
税額	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
年税額	60,000				

問合先 市税務課市民税グループ

年金所得者の方へ

市・道民税の申告について

1年間の公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合は、その年分の所得税の確定申告をする必要がありません。しかし、市・道民税の計算に医療費や社会保険料、生命保険料などの控除を追加するためには、必ず市・道民税の申告が必要ですので、速やかに申告してください。

なお、所得税の還付申告など、確定申告をした方は、市・道民税の申告は必要ありません。

問合先 市税務課市民税グループ

